

# 北工生のための交通ルール

## 1 はじめに

本校では90%にあたる約750名が自転車を利用して通学をしています。自転車事故は、令和3年度に13件、令和4年度に12件、令和5年度に24件（11月現在）です。多くは擦り傷程度の軽症ですが、一歩間違えれば大きな事故になっているケースも多く見られました。また、自転車側にも過失がある、加害事故も発生しております。さらに、一時停止中の自動車の前を横断しようとして、歩行者に気づかずに発進した自動車と接触してしまう事故が多発している傾向にあります。「車は止まってくれる」と思い込まず、日ごろから交通規則を遵守し交通安全に心がけ、交通事故回避に向けて危険予知能力を養うことが重要です。

R4年度は12件 R5年度は24件 R6年度は24件（1月現在）

## 2 福島県自転車安全利用五則

- ① 自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外
- ② 歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
- ③ 信号遵守と一時停止・安全確認
- ④ 交通ルール・マナーを守る
  - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯・反射材着装
  - ・ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さしの運転の禁止
- ⑤ 被害軽減のためヘルメット着用に努める

## 3 自転車の通行方法

～みなさんの自転車のマナーを小さい子供が見ています～

### 原則

～自転車は歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない～

自転車歩道通行可の標識がある場合は...

自転車は軽車両であり、車道の左側に寄って通行（道路の左端側）が原則

《道路交通法第17条、第18条》

【普通自転車の歩道通行】 《道路交通法第63条の4第1項》

- ① 普通自転車歩道通行可の標識（右の標識）がある場合は、歩道を普通自転車で通行できます。



② 標識が無くても次の方々は、歩道を普通自転車で通行できます。

・13歳未満の児童・幼児      ・70歳以上の高齢者      ・身体の不自由な人

③ この他、年齢や体の状態に関係無く、道路工事や駐車車両、著しく交通量が多く車道が狭いなど、車道や交通の状況から歩道通行がやむを得ないと認められる場合は、普通自転車で歩道を通行できます。

【歩道通行の方法】 《道路交通法第63条の4第2項》

① 普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。（対面通行～双方向通行可）

② 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

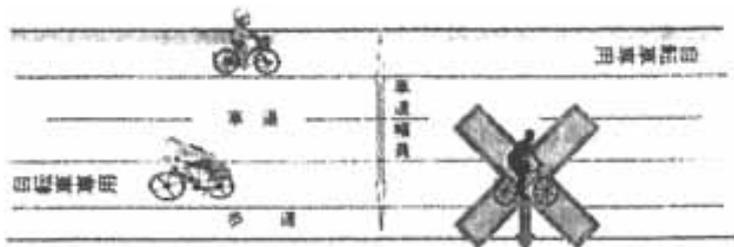
③ 歩道に限らず、自転車など軽車両は並進してはなりません。



普通自転車は「並進可」の標識（右の標識）がある場合は、2台までに限り並進することができます。

【自転車専用通行帯】 《道路交通法第20条》

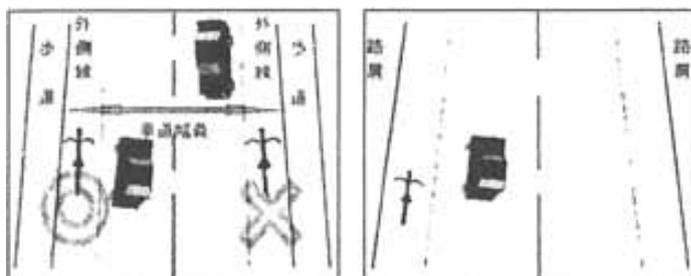
車道上に交通規制として自転車専用の通行帯を設置したもので、同通行帯はあくまで車道であることから、通行方法は自動車と同じく左側通行となります。



【路側帯の自転車通行方法】 《道路交通法第17条の2》 自転車は路側帯を通行できます。ただし歩行者用路側帯及び著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は除かれます。また、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

【外側線】

【一般の路側帯】



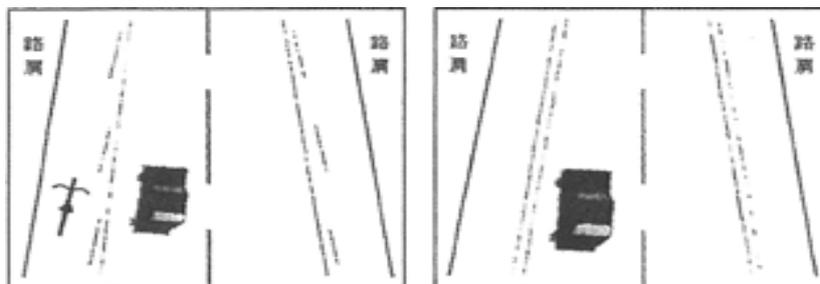
自転車は左側を通行しなければなりません 実線の一般路側帯は自転車通行可

### 【駐停車禁止路側帯】

### 【歩行者用路側帯】

実線と破線の組合せの路側帯は自転車通行可

二本の実線の路側帯は自転車通行不可



※ 車道外側線と路側帯の違い《道路交通法第2条3の4，第2条2項，標識令第7条》

車道外側線のうち，歩道が設けられていない路側帯寄りに標示されたものは路側帯とみなされます。

### 【横断歩道の自転車通行方法】

《道路交通法第63条の6，第63条の7，交通の方法に関する教則第3章第2節1(5)》

自転車は，自転車横断帯がある場合には，自転車横断帯によって横断しなければならない，横断歩道は，あくまで歩行者の横断の用に供する場所であることから「横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き」自転車に乗車したまま横断歩道を通行してはいけません。横断歩道は歩行者優先が大原則です。

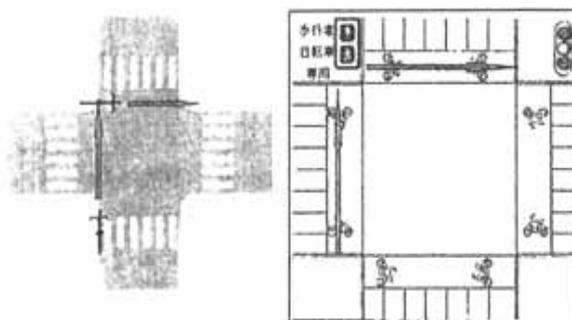
### 【自転車の右折方法】《道路交通法第34条，63条の7》

○自転車横断帯と歩行者用灯器がない交差点での右折

※ 自転車は，あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って，交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

○自転車横断帯と歩行者用灯器がある交差点での右折

※ 歩行者用灯器に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用灯器に従わなければなりません。



### 【指定通行区分帯での通行】《道路交通法第35条》

「車両は，道路標識等によって車両通行帯（左折専用車線）の設けられた道路を進行するときは，その通行区分に従って通行しなければならない」とされているが，本条では軽車両は適用されないことになっていることから，自転車が直進する場合は左折専用車線を直進するのが法的に正しい通行方法です。

### 【規制標識「自転車の一方通行」の新設】



自転車の通行の整序化により自転車と自転車又は歩行者との交錯による交通事故を減少させるとともに、【自転車の一方通行標識】幅員が狭いために整備できなかった自転車道の整備に資するため、自転車道又は歩道における自転車の一方通行を簡潔かつ明瞭に表示することができる標識が平成23年9月12日から新設されています。

※ 自転車道とは ～ 車道の部分に、縁石線やさくに類するものによって区画された自転車の通行のためのスペースをいう。

### 4 自転車の「ながらスマホ」の厳罰強化

令和6年（2024年）11月から、自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され罰則が強化されました。なおスマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。

#### 罰則内容

- ・ 自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合

【6か月以下の懲役または10万円以下の罰金】

- ・ 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

【1年以下の懲役または30万円以下の罰金】

次のような通行をしてはいけません。

郡山北工業高等学校 生徒指導部

やめよう  
自転車のルール違反!!

# ストップ! 自転車事故

自転車は「道路交通法」で「軽車両」に分類され、自動車やバイクと同じ車両の仲間には位置づけられています。従って、ルールを無視した運転には厳しい罰則が設けられています。(主な違反はイラスト)

一時停止無視



右側通行



信号無視



傘差し運転



無灯火



二人乗り



## 自転車もルールを守って安全に!

- 自転車が歩道通行する場合は歩行をしなければなりません。
- 自転車の進行が歩行者の進行を妨げる場合は一時停止をしなければなりません。
- 手に携帯電話を持ちながらの運転、又は携帯電話を操作しながらの運転は、非常に危険ですので絶対にやめましょう。

### 主な自転車利用による違反

- 一時停止無視(一時停止の標識があるにもかかわらず一時停止をしない) 一罰則3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 信号無視・右側通行(専用信号機のある場合は、その信号に従う) 一罰則3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 傘差し運転・運転中の携帯電話……………罰則5万円以下の罰金
- 夜間の無灯火……………罰則5万円以下の罰金
- 並進(並進可の標識のある場所を除く)……………罰則2万円以下の罰金又は料料
- 二人乗り(6歳未満の子どもを一人乗せる場合を除く)……………罰則2万円以下の罰金又は料料

並列運転



イラスト:北工アニメーション部

## 5 自転車保険について

自転車は道路交通法では、「車両」に分類されます。事故により他人にけがをさせたり物を壊したりした場合には民事上の責任が発生します。事故を起こさないように法令に則った安全運転に努めるとともに、万が一に備え必ず「自転車保険」に加入してください。

自転車で事故を起こした場合の責任

高校生が交通事故を起こした場合、裁判所は、高校生にも責任能力があるとして、損害賠償を命じています。

### 死亡事故事例

○街灯のない路線脇の道路を無灯火で走行中、歩行者に衝突→歩行者死亡。

⇒自転車を運転していた男子高校生に約4,000万円の損害賠償命令。

### 損害賠償事例

○携帯電話操作中に歩行者の背後に衝突→歩行者が骨折し後遺障害が発生。

⇒自転車を運転していた女子高校生に5,000万円の損害賠償命令。

○傘を差して走行中、交差点で歩行者と出会い頭に衝突→歩行者が左足骨折。

⇒自転車を運転していた女子高校生に約500万円の損害賠償命令。

○バス停で待っていた高齢者に衝突→高齢者が手首骨折。

⇒自転車を運転していた女子高校生に約750万円の損害賠償命令。

## 6 歩行者の交通安全

歩行者の交通事故は、次のような状況下で起こりやすいとされています。

### (1) 夕方～夜間にかけて

自動車から歩行者が視認できないことがあります。夕方～夜間は、できるだけ明るい色の服を着る、反射材を使うなどの工夫が必要です。

### (2) 自宅近くで多発

いつも通りなれた道路での事故が起きています。家から一歩出たら、交通事故に注意するという意識を持つように心がけてください。

### (3) 道路横断中の事故

安全に道路を渡るために、次のことを遵守しましょう。

- ・良く見渡せる安全な場所を選ぶ
- ・横断歩道や歩道橋があるところでは必ず利用する

- ・必ず止まって左右の安全確認
- ・横断中もまわりに注意
- ・斜め横断などは絶対にしない

## 7 交通事故の対応マニュアル

(1) ケガ，人命を最優先して必要ならば，119番で救急車を呼ぶ。

(2) 渋滞や二重，三重の事故を避けるための対応を取る。

(危険な交差点や道路の場合，安全な場所へ移動すること)

(3) 必ず110番へ電話，または警察や駐在所に連絡する。

※携帯電話からも“110”でつながります。「事故ですか？ 事件ですか？」と尋ねてきます。

必ず事故の現場検証をしてもらう。（保険を対応するときのため）

(4) 学校，保護者に連絡する。

(5) 相手の連絡先等を必ず確認すること。

- ① 相手の氏名
- ② 電話番号
- ③ 住所
- ④ 相手の車名とナンバー
- ⑤ 会社等の連絡先

※ 当て逃げの場合は，車の番号・色・型を記録し警察に連絡する。

(6) その場で示談（事故処理に関する約束事）は絶対にしない。

(大丈夫です等と言ってその場を離れないこと！)

(7) 加害の場合は，ケガ，人命を最優先し，必要なら 119番で救急車を呼び，警察，保護者，学校に速やかに連絡する。

## 8 ツーロックのすすめと盗難防止

二重ロック（ツーロック）の被害率は、被害全体のわずか0.3%といわれており、効果が高いといえます。

盗難は絶対にあってはならないことですが、盗難を未然に防ぐための配慮も大切なことです。

生徒の皆さんはツーロックを徹底しましょう。

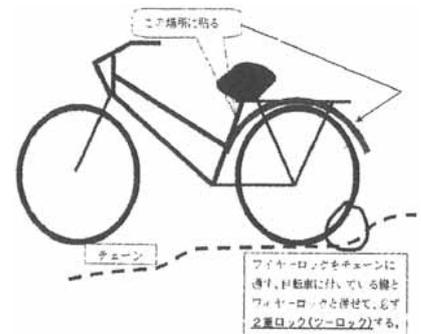
あわせて、防犯登録を必ず行ってください。

「自転車の安全促進及び自転車駐輪場の整備に関する法律」で、自転車利用者に義務づけられています。

なお、学校ステッカーを無料で配布しますので、こちらも必ず貼付してください。

関連して、放置自転車を「ちょっと借りよう」というのは泥棒と一緒に盗難は、万引きと同様、「窃盗罪」にあたります。「窃盗罪」は、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる、絶対に許されない、重大な犯罪です。

「ちょっとだけ」という安易な考えは許されないということをお覚悟しましょう。



## 9 自転車運転者講習制度施行について

平成27年6月1日より、自転車運転者が3年以内に2回以上

「危険運転」を繰り返すと、交通の危険を

防止するため、公安委員会の命令により、自転車運転者講習を受けることとなります。

該当した場合、命令を受けてから3か月以内に3時間の講習を受けなければなりません。

この受講命令に違反すると、5万円以下の罰金が科せられます。なお、自転車運転者講習の対象となる危険行為は、次の14類型が挙げられます。

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩行者用道路徐行違反 ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切立入り ⑦交差点安全進行義務違反
- ⑧交差点優先者妨害等 ⑨環状交差点安全進行義務違反 ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反 ⑫制動装置（ブレーキ）不良車運転 ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反